

具体の制度運用

(住民主体のまちづくりが進む都市)

具体の制度運用

V. 住民主体のまちづくりが進む都市

1. 都市計画に関する情報提供, 開示の充実

- ①インターネットを活用した都市計画に関する知識の普及・啓発と情報開示 1
- ②都市計画決定手続きにおける住民参画促進に向けた情報提供の充実 3

2. 段階的かつ着実な住民主体のまちづくりの推進

- ③都市づくり・都市計画に関する意識の啓発 7
- ④都市づくりに係わる民間活動の支援 9
- ⑤提案制度の活用 11

3. 市町を計画主体においた都市計画の仕組みづくり

- ⑥県の都市計画は市町の提案を受けて作成することの原則化 13
- ⑦市町の都市計画への県の協議・同意基準の運用とフォローアップ 14

4. 市町間調整を重視した広域調整システムの構築

- ⑧広域計画を調整する圏域内都市計画調整会議の設置と活用 15
- ⑨都市計画の広域調整 17

5. 市町の執行体制強化の支援

- ⑩県による支援体制の強化, 人材育成 19
- ⑪まちづくり事例集などの作成と活用支援 21
- ⑫市町間のまちづくり情報交換の促進 25

1. 都市計画に関する情報提供、開示の充実

① インターネットを活用した都市計画に関する知識の普及・啓発と情報開示

現 状

住民が自身の居住する土地などにかかっている規制について容易に確認できるよう、インターネット上において、GISなどを利用して都市計画の情報を開示している市町がある【V-①-1】。

国としても、都市計画情報のオープンデータ化に向けた取組を推進しており、県や市町において更なるオープンデータ化の取組が求められている。しかしながら、県において、県内市町と連携し、都市における人口、産業、土地利用などの現況及び将来の見通しを把握し、都市計画の運用を行うための基礎となる都市計画基礎調査を実施しているところであるが、その調査情報が公開されていないため、民間事業者も含めた様々な主体が容易に調査情報を閲覧できる状況にない。



具体の制度運用

インターネットその他の高度情報通信ネットワークの普及に伴い、都市づくりと都市計画の知識の普及・啓発、理解の促進に向け、常に住民が都市計画に関する情報を容易に閲覧できるように、ホームページやGISなどを用いた都市の状況や制度をはじめとする情報発信の強化・充実やオープンデータ化に向けた取組を促進する。

また、民間事業による地域経済の活性化、都市構造に関する他都市との比較による行政の効率化、その他社会問題の解決に資するため、都市計画基礎調査に関する調査情報の利用・提供の手法やGISなどによる見える化を検討する。

■ V-①-1 GISを活用した都市計画情報などの公開事例(広島市)

・広島市では、GISを活用し、インターネット上で都市計画などに関する情報を公開している。

The screenshot displays the 'ひろしま地図ナビ' (Hiroshima Map Navigator) website. The header includes the site name, a logo, and language options (日本語 | English). A banner below the header explains the site's purpose: providing information on public facilities, urban planning, and disaster prevention in Hiroshima City via the internet.

The main interface is divided into several sections:

- 都市計画情報 (Urban Planning Information):** A sidebar on the left lists various planning categories with expandable/collapsible icons. The '一般区域' (General Area) is currently selected. Below this list, there are icons for '都市施設' (Urban Facilities), 'その他の地域地区等' (Other Regional Areas, etc.), 'その他の規制' (Other Regulations), '下水道情報' (Sewerage Information), and '景観計画' (Landscape Planning).
- マップ切替 (Map Switch):** A button to switch between different map layers.
- 現在地 (Current Location):** A search bar showing '広島市中区橋本町 付近' (Near Hoshimachō, Naka-ku, Hiroshima City).
- Map View:** A detailed map of the specified area. It shows various land use zones color-coded (e.g., pink for residential, orange for commercial). Overlaid on the map are circular markers indicating specific planning zones, such as '100 (200) 種住居 60' and '500 商業 80'. A scale bar indicates '1/10000'.

資料: ひろしま地図ナビ(広島市)

1. 都市計画に関する情報提供、開示の充実

②都市計画決定手続きにおける住民参画促進に向けた情報提供の充実

現 状

都市計画決定手続きを進める中で、広く住民などの意見を聴取するために、公聴会や説明会の開催情報などを広報誌などにより、住民に対して情報提供を行うこととしている【V-②-1】が、一部の市町においては、ホームページでの情報提供が行われていない【V-②-2】。



具体の制度運用

近年、インターネットによる利用者が急激に増加しており、住民が都市計画にアクセスする有効な方法になると考えられることから、従来の広報誌などによる手法と併せ、ホームページで次のような計画決定手続きの関連情報の公表を促進する。

- ・公聴会・説明会等開催情報 : 都市計画審議会の傍聴案内及び公聴会・説明会などの日時・場所・案の概要などを掲載（開催前の周知）
- ・都市計画審議会議案・議事録 : 審議会の議案及び議事録の全文を掲載
- ・都市計画縦覧等情報 : 計画案毎に、案の概要・縦覧期間・縦覧場所などを掲載、審議会及び決定後はその情報を追加

また、都市計画区域マスタープランの見直しなど、一の市町の区域を超えて広域に影響を及ぼす可能性がある都市計画決定手続きについては、素案段階で公表し、住民などの意見を反映する策定手法の導入により、積極的な住民参画を推進する。

■ V-②-1 ホームページ及び広報誌などでの都市計画決定手続きに関する情報提供例

- ・平成28年度に行った東広島都市計画における区域区分の見直し手続きにおいて、広島県のホームページや東広島市の広報誌などにより、公聴会開催の旨を住民などへ情報提供している。

TOPICS

市街化区域および市街化調整区域(区域区分)の変更素案

都市計画課 ☎(082)420-0954

変更素案の閲覧

閲覧場所／県都市計画課、市都市計画課

※市ホームページでも閲覧できます。

閲覧期間／12月19日(月)～平成29年1月10日(火)8時30分～17時15分、土・日曜日、祝日、12月29日(木)～1月3日(火)を除く

日 程	会 場
12月13日(火) 19:00～	芸生生涯学習センター
12月14日(水) 19:00～	八本松地域センター
12月15日(木) 19:00～	高屋西地域センター
12月16日(金) 19:00～	志和生涯学習センター
12月18日(日) 10:00～	市民文化センター

説明会の開催

東広島都市計画区域(西条町およびける区域区分(線引き)の見直しをとりまとめました。

この変更素案に関する説明会および

現在地 [トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [まちづくり・地域振興](#) > [都市政策・交通](#) > [都市計画](#) > 東広島都市計画(区域区分)に関する公聴会開催のお知らせ

東広島都市計画(区域区分)に関する公聴会開催のお知らせ

通常ページへ戻る 掲載日:2016年12月9日更新

広島県では、東広島都市計画区域区分(市街化区域及び市街化調整区域)に関する都市計画を変更するにあたり、その変更素案をとりまとめましたので、次のとおり公聴会を開催します。

「区域区分」に関する都市計画は、住みよいまちづくりを進めていくうえで、その基礎となるきわめて重要なものです。つきましては、この変更素案を住民の皆さんにお示しし、公聴会を開催して広くご意見をお伺いしたいと考えておりますので、変更素案を閲覧の上、ご意見をお聞かせくださるようお願いいたします。なお、公聴会で公述を希望される方は、あらかじめ下記の「公述の申出方法」により申出をお願いします。

公聴会について

日時 平成29年1月27日(金曜日)午前10時から午後4時まで
場所 東広島市民文化センター
(東広島市西条西本町28-6)

公述の申出方法

公述を希望される方は、広島県知事宛の公述申出書に住所、氏名、電話番号、述べようとする意見の要旨とその理由等を記載した書面を下記の問い合わせ先に郵送もしくは持参により事前に提出願います。事前に申出のない方は、当日公述することはできません。FAX、電子メールでの提出はお断りしておりますのでご注意ください。

公述申出書の様式は、下部【ダウンロード】で入手できます。

公述申出書の提出期間:平成28年12月19日(月曜日)から平成29年1月10日(火曜日)午後5時15分まで

郵送の場合は、平成29年1月10日(火曜日)の当日消印有効

公述人の選定

公述を希望される方が多い場合には、すべての方に公述していただけない場合があります。なお、当日公述していただく方が決定し次第、その結果を通知します。

公聴会の傍聴

傍聴を希望される方は、当日直接会場へおいでください。

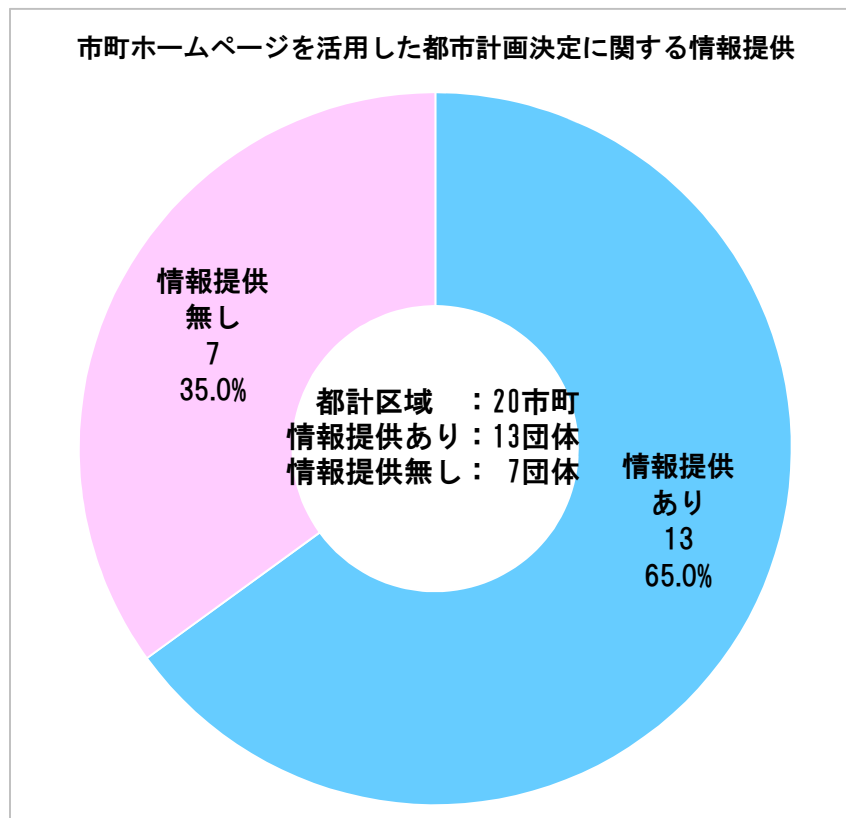
ただし、先着順となりますので、満員の場合は入場をお断りすることがあります。

とりまとめた変更素案の			
1) 変更にかかる面積			
変更前の市街化区域面積	市街化調整区域から市街化区域に編入する区域の面積	市街化調整区域に編入する区域の面積	変更後の市街化区域面積
約2,736ha	約221ha	0ha	約2,957ha

資料:広報東広島12月号
広島県HP

■ V－②－2 市町ホームページを活用した都市計画決定の情報提供状況

- ・県内の都市計画区域を有する市町において、都市計画決定に関する情報をホームページで提供しているのは13団体である。



※ 各市町HP上に掲載する都市計画決定に関する事項を検索

資料: 各市町HP調べ

2. 段階的かつ着実な住民主体のまちづくりの推進

③都市づくり・都市計画に関する意識の啓発

現 状

住民のまちづくり活動への参加機運は、年々高まっている【V-③-1】ものの、その受け皿となる活動団体や組織などまちづくりを主活動とするNPO法人の団体数は、全体の2割に満たず【V-③-2】、今後、このような団体や人材などを増やしていくためには更なる情報提供が必要である。



具体の制度運用

県民の都市づくりに係わる意識を高め、住民がまちづくりの担い手として自発的にまちづくり参加することを促すため、都市計画やまちづくりに係わる様々な情報の発信とともに、主体的にまちづくりを担う人材などの育成を、次により促進する。

a 都市づくりに関する広報・周知活動の促進

住民の都市づくりに関する理解を深め、参加意識を醸成するために、都市計画に関する知識、まちづくりの手法や先進的な事例などの情報をホームページなどで発信する。また、国・県・市町の連携や大学、学協会など多様な団体と連携・協力し、まちづくりや景観づくりなどに関する見学会やシンポジウムなどを通じて、積極的に住民参加の重要性を発信する。

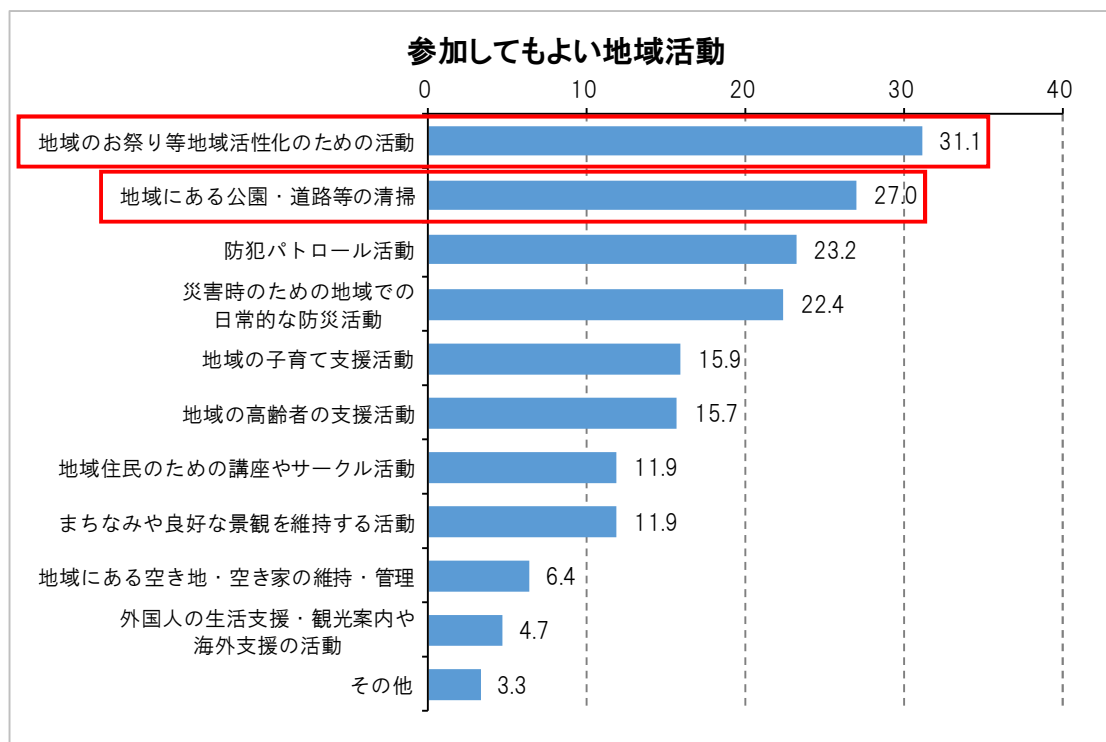
特に、コンパクトなまちづくりの実現に向けては、住民や事業者などの理解と協力が不可欠であり、理解しやすい手法を用いた周知啓発活動を促進する。

b 民間団体のネットワークづくり

まちづくり活動などに係わるNPO法人やボランティア団体、地域住民組織など、多様な活動主体がまちづくりや相互の活動内容に対する理解を深め、関心と協働の意識を高めていくために、民間団体相互の情報交換や交流を促すためのネットワークづくりを促進する。

■ V－③－1 参加してもよいと思う地域活動

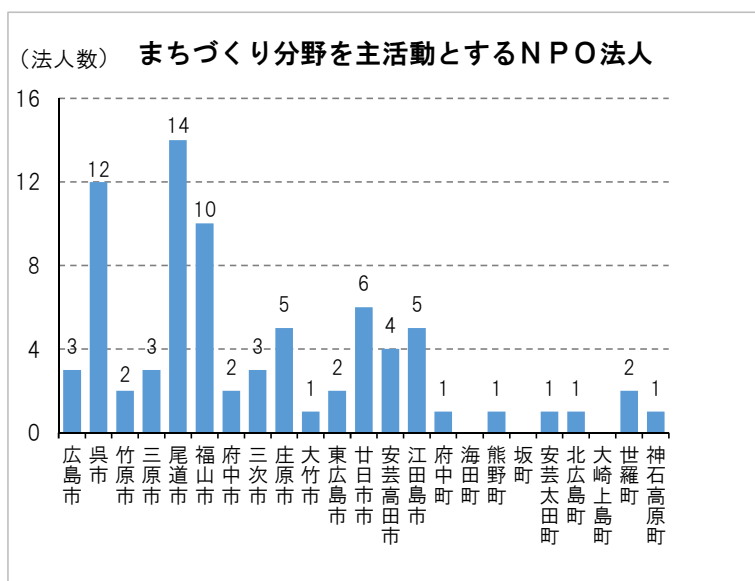
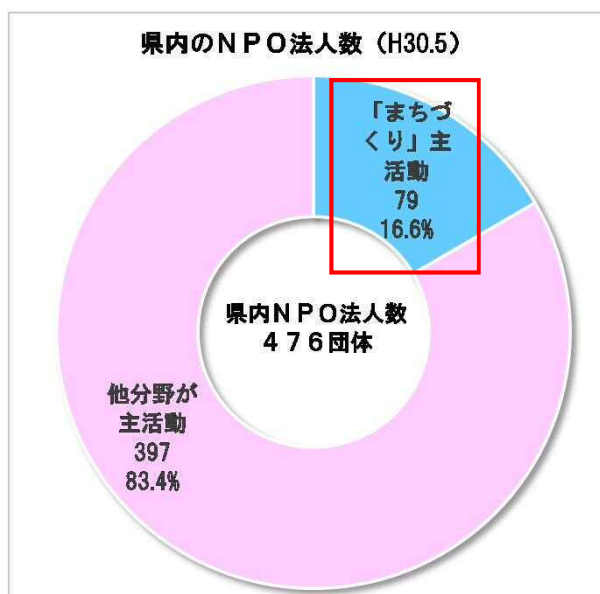
- ・参加してもよい地域活動の上位に、“地域活性化のための活動”，“公園・道路の清掃”が挙げられている。



資料：国民意識調査 H23国土交通白書（国土交通省）

■ V－③－2 まちづくりを主活動とするNPO法人数（広島県認証分）

- ・広島県が認証したNPO法人は、平成30年5月現在で476団体あるが、このうち「まちづくり」を主活動としている団体は2割に満たない。



資料：広島県知事が所管するNPO法人の一覧（H30.5.15）（広島県）

2. 段階的かつ着実な住民主体のまちづくりの推進

④都市づくりに係わる民間活動の支援

現 状

住民などが行うまちづくり活動やまちなみづくり、景観保全などの活動を促すため、公益的事業などに対する支援制度を導入している市町があり、このような行政との連携によるまちづくりの取組を促進する必要がある【V-④-1】。



具体の制度運用

住民参加による都市づくりを促し、主体的にまちづくりを行う人材が活躍できる環境を整備するために、まちづくり活動やまちなみづくり、景観保全など、様々な都市づくりに携わる住民組織や民間団体、企業などの主体的な取組を、次により促進する。

a まちづくりリーダーの育成促進

住民が主体となったまちづくりの実効性を高めるとともに、人と人とのつながりを基軸とした住民主体のまちづくりを持続的に行うために、行政と住民との間を取り持ち住民主体のまちづくりをリードしていく人材を育成・確保することが重要である。このため、市町で進められている住民参加型まちづくりやまちづくり協議会などのリーダーの交流の場づくりを促進する。

b まちづくり協議会や住民参加型ワークショップの開催促進

住民参加のまちづくりの具体的な取組に向けて、まちづくりに関心が高い地域住民や関係機関など集めたまちづくり協議会の設立や、地域に係わる様々な住民、団体、企業などを交えた具体的なまちづくりの方法を検討するためのワークショップの開催など、市町と地域とのパートナーシップによる取組を促進する。

■ V-④-1 市町によるまちづくり支援制度の導入状況(三次市)

- ・三次市では、市民によって組織された任意の団体や法人などが主体となり、連携や公助により行う公益的事業を支援している。また、すぐれた地域資源を生かし、交流人口の拡大や交流などを通じた地域活力の創造をめざした公益的事業などの創造や展開をするうえで必要となる施設整備を支援している。

【がんばる地域支援事業(ソフト事業を対象)】

事業名		事業団体
H24	学力支援事業	NPO法人 みよし子育て・学び支援あすなろ
	郷土の民話集づくり	郷土の民話を伝えよう会
	①「農山村力向上！農林畜産業の振興支援プロジェクト」	NPO法人地域活性化プロジェクトチームGANBO
	②田舎deふるさと情報発信強化プロジェクト	
	君田地域まちづくりビジョン実現事業	君田おこしネットワーク協議会
	スポーツをとoshした健康づくりひとづくり事業	みわスポーツクラブ
H25	布野町横谷地区活性化事業	横谷自治連合会
	三次町まちなかギャラリー	三次まちづくり歴史文化会
	西の玄関川地活性化事業	西の玄関川地
	川の文化と賑わい創出事業	かっぱ道場馬洗川
	「君田ふる里応援団」の結成と活動展開	君田おこしネットワーク協議会
	「三次の酒で乾杯を推進する条例」の普及促進事業	三次の酒研究会
	みよし街コンin十日市	三次青空クラブ
H26	うだつの町並みにぎわいプロジェクト	きさ・よいとこ発見隊
	北部三町の地域力向上事業	三次市北部三町自治連合会連携会議
	三次の鶴飼伝承事業	三次の川舟を守る会
	忍者まちをはしる！三次の巻	三次忍者団
	吉舎ふるさとプラザ「Xa104」を拠点にしたまちの活性化事業	吉舎町商工業振興支援センター
	芸備線周辺地域活性化事業	芸備線愛好のぞみ会
H27	地域創生アクション事業 (幸せを実感しながら住み続けたい町づくり事業)	下地区社会福祉協議会連合会
	体験交流プログラムマネジメントで持続可能な交流促進と江の川カヌー公園等の利用拡大	特定非営利活動法人元気むらさくぎ
H28	女性が主体となった鳥獣被害軽減方策の普及とこれを突破口にした女性の地域振興活動の役割り向上	石原ひまわり会
H29	「うがみちくさの里」構想 -平成30年度からの農産物等販売構想-	宇賀地区振興協議会

【がんばる地域・産業施設整備支援事業(ハード事業を対象)】

事業名		事業団体
H24	遊休農地を活用した機能性野菜の栽培による6次産業化の推進と食を絆とした新たな農村交流の創造	大津建設株式会社
H25	尾道松江線開通と農地遊休化防止に連動した6次産業化推進による地域振興貢献事業	合同会社三良坂フロマージュ
H26	申請なし	
H27 ～H29	農産物の獣害減少と野生駆除獣の有効活用を目的とする新産業構築及び新産品開発による地域づくり貢献事業	有限会社 みわ375
	川西郷の駅整備事業	株式会社 川西郷の駅
	地域資源を活用した特産品の開発・加工・販売による地域活性化と定住促進をめざした都市農山村交流事業による人口減少、限界集落への挑戦事業～小さな農山村を守り抜く！希望のモダン！～	君田町茂田区特産品加工販売等連携会議
	農家レストラン「こいこい屋」等整備事業	合同会社 あおが

資料:三次市

2. 段階的かつ着実な住民主体のまちづくりの推進

⑤提案制度の活用

現 状

平成14年の都市計画法の改正により、都市計画区域又は準都市計画区域において、土地所有者やまちづくり協議会、まちづくりNPOなどが、一定面積（0.5ha）以上の一体的な区域について、土地所有者の3分の2以上の同意を得た場合に、マスタープランを除く全ての都市計画について、その案を提案することができる都市計画提案制度が設けられている。

しかしながら、市町において都市計画に関するホームページなどで情報発信は行っているものの、地域においてまちづくりの知識を有する人が少ないこともあり、住民や民間団体などが主体となった都市計画提案が活用された事例は少ない【V-⑤-1】。



具体の制度運用

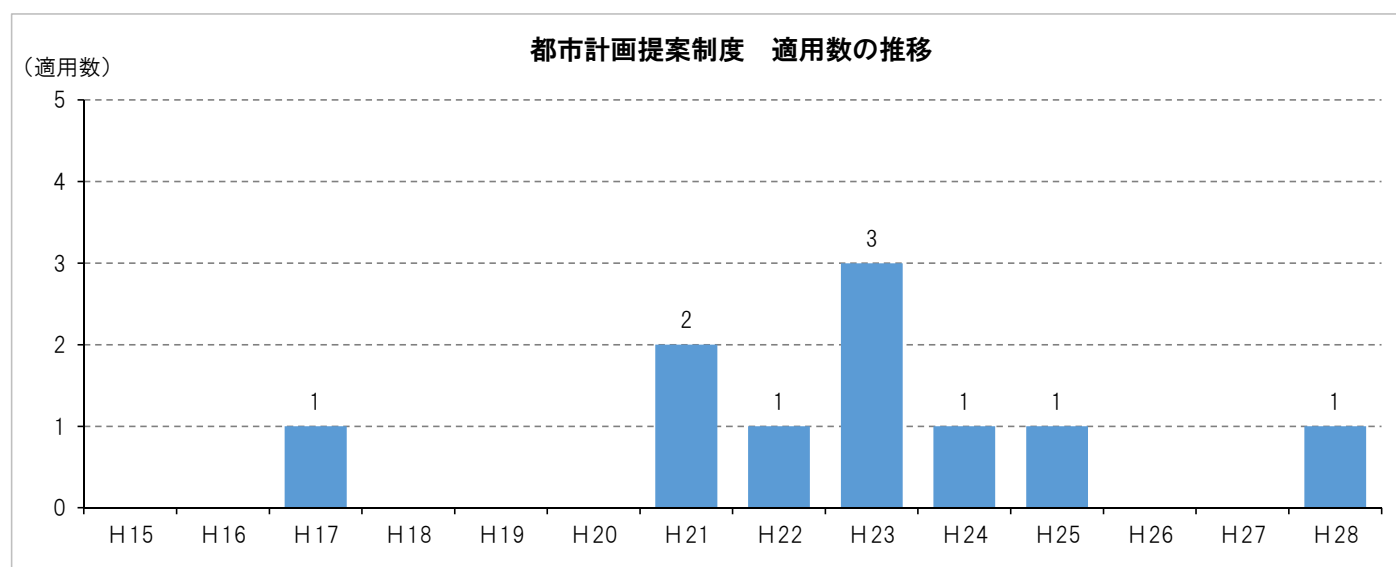
都市計画提案制度は、住民などが単に受身で意見を言うだけでなく、より主体的かつ積極的に都市計画に関わることができる制度である。例えば、住民に最も身近な都市計画である地区計画制度と併せて都市計画提案制度を活用することにより、身近な生活環境に対する住民の意向を地区計画の提案という形で行政に示すことも可能となる。

まちづくりの主導権を住民などが持ち、地域のニーズや実情に応じた住民主体のまちづくりが促されるよう、提案制度に関する積極的な情報発信や専門家の派遣などを推進する。

都市づくりのツール：Ⅶ-1 都市計画提案制度（P41）

■ V－⑤－1 都市計画提案制度での提案数

- ・広島県での都市計画において、平成15年から平成28年の間に都市計画提案制度が適用されたのは10件である。



資料：広島県都市計画台帳システム

3. 市町を計画主体においた都市計画の仕組みづくり

⑥県の都市計画案は市町の提案を受けて作成することの原則化

現 状

県が決定する都市計画に際し、住民にとって住みよいまちを実現していくために、住民に最も近い基礎自治体である市町が、住民の意向や地域の実情などを踏まえて、都市計画の素案を作成し、申出により県が都市計画の案を作成しているところであるが、今後も引き続き、市町の提案により、地域の実情などを踏まえた都市計画の案を作成していく必要がある。



具体の制度運用

県が決定する広域・根幹的な都市計画を、総合的なまちづくりの全体像の中で、関連計画と調和のとれたものとするため、県は、原則として、市町による次のような検討や提案を受けて、都市計画の案を作成することとする。

- a 都市施設の計画：市町のまちづくりの意向を事業予定者が作成する計画素案に反映。
- b 土地利用計画など：地域の状況を踏まえた即地的な検討に基づき作成した素案を提案。

3. 市町を計画主体においた都市計画の仕組みづくり

⑦市町の都市計画への県の協議・同意基準の運用とフォローアップ

現 状

平成23年の都市計画法の改正により、市の都市計画決定に係る都道府県知事への同意を要する協議が同意を要しない協議とされ、市において県の同意なく主体的に都市計画決定が行えるようになった。

市が都市計画決定を行うにあたり、県との協議などで県と市が相互に説明を尽くした結果、県の意見を踏まえた案としない場合は、手続きに支障が生じるおそれがある。



具体の制度運用

市町が定めようとする都市計画に対する県の協議又は同意にあたり、県は、市町の意向を尊重した必要最小限の関与に止める。

県では、都市計画法第19条第3項の規定に基づき、市町が定めようとする都市計画について知事が協議又は同意を行うにあたり、適正かつ円滑な執行を確保することを目的として、平成15年1月15日に市町の都市計画決定に係る県知事協議の判断基準を策定・公表し、適切に運用しているところである。市町の都市計画決定に際し、広域的視点などから県と市町が連携して都市づくりを行うという認識のもとに、県との協議又は同意に伴う事務処理が円滑に進むよう、今後も引き続き、次のような観点を基本として適切に判断基準を運用していくとともに、市町に必要な技術的助言及び情報提供を行う。

- ・市町が定める都市計画に対する県の協議又は同意の観点
 - (a) 県が定め又は定めようとする都市計画と適合していること。
 - (b) 一の市町の区域を超えて影響を及ぼす都市計画については、関係市町及び国・県などの関係機関との調整が図られていること。

また、今後、都市計画法や国の都市計画運用指針などが改正された場合は、協議の透明化、円滑化などを図るため、必要に応じて、判断基準の見直しなどフォローアップを検討する。

4. 市町間調整を重視した広域調整システムの構築

⑧広域計画を調整する圏域内都市計画調整会議の設置と活用

現 状

県が都市計画を決定するときは、市町（都市計画区域を持たない町も含む）との十分な調整・連携を図り、適切に都市計画を決定する必要があるため、市町相互が直接意見交換しながら広域的調整を行うことができるよう、平成14年11月13日に広島圏域内都市計画調整会議設置運営要綱を定め、会議を設置している。しかしながら、備後圏域、備北圏域については会議が設置できておらず、広島圏域と同様に要綱などの策定により会議を設置する必要がある。

また、平成23年の都市計画法の改正により、一の市町の区域を越えて広域に影響を及ぼす区域区分の決定・変更について、政令指定都市（広島市）において独自に行うことが可能となり、市町間の広域的調整が今後ますます重要となってくることから、要綱の見直しや会議における具体的な調整方法などについて検討する必要がある。



具体の制度運用

県又は政令指定都市の都市計画決定（政令指定都市においては、区域区分の決定・変更に限る）に際し、広域的観点からの判断を的確かつ迅速に行うため、次により、圏域内都市計画調整会議を設置し、都市計画の素案をこの会議に付して、その意見などを踏まえ、都市計画を決定することを原則とする。

- ・ 目的：県又は政令指定都市が都市計画法第4条第1項に規定する都市計画を決定するにあたり（政令指定都市においては、区域区分の決定・変更に限る）、関係市町の意見集約や情報交換などによる円滑な調整を図る。
- ・ 単位：都市づくりの基本圏域
- ・ 案件：都市計画法第6条の2第1項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案、その他県又は政令指定都市の定める都市計画の素案 など
- ・ 組織構成：関係市町（都市計画区域がない町を含む圏域内市町を基本とし、案件により必要に応じて調整）、広島県都市計画部局、管轄建設事務所（案件により必要に応じて調整）
- ・ 調整内容：広域的観点からの計画整合、都市計画と事業との整合、情報交換など

また、策定済みである広島圏域内都市計画調整会議設置運営要綱の見直しを検討するとともに、会議における具体的な調整方法などについて検討する。

4. 市町間調整を重視した広域調整システムの構築

⑨都市計画の広域調整

現 状

大規模集客施設の立地に関する都市計画の決定（変更）のように，広域的に都市構造や周辺環境などに影響を及ぼすおそれのある場合は，平成20年3月に策定した「市町の都市計画決定（変更）に際して県が行う広域調整手続に関するガイドライン」に即して広域調整を行っている【V-⑨-1】。

今後も，市町の行う都市計画決定（変更）の影響が，一の市町の区域を越えて広域に及ぶと考えられる場合は，都市機能の適正立地を確保する観点から引き続き広域調整を行う必要がある。



具体の制度運用

市町が決定する都市計画が，その市町の区域を超えて広域的に影響を及ぼす場合には，「市町の都市計画決定（変更）に際して県が行う広域調整手続に関するガイドライン」に即し，関係市町の調整を図る。

■ V－⑨－1 広域調整の事例

- ・西風新都石内上中地区地区計画は、県が定める広域調整手続きに関するガイドラインに基づく広域調整の対象案件であったため、都市計画決定にあたり、広島圏域内の市町との広域調整を行った。

※資料については、ホームページ上では非公表

5. 市町の執行体制強化の支援

⑩県による支援体制の強化，人材育成

現 状

広島県において，県と市町との人事交流を継続的に行っており，今後も引き続き，市町の執行体制の強化，協力連携の緊密化を図る必要がある。



具体の制度運用

県独自の「都市計画の手引き」の作成・充実，個別事案への対応などの従来からの支援に加え，都市計画部局・建設事務所間の連携と情報共有などにより，日常的な支援体制を強化する。

また，県と市町との人事交流も継続し，県への派遣職員が，都市計画に関する幅広い知識・経験を有し，市町における都市計画の中心実務を担う人材となるよう，引き続き育成に取り組む。

5. 市町の執行体制強化の支援

⑪まちづくり事例集などの作成と活用支援

現 状

県では、現行の都市計画制度や県内の都市計画の取組状況を紹介することにより、都市計画に携わる実務経験者に役立てていただくために、「広島県の都市計画2014」を作成し、まちづくりに関する制度や県主要事業の紹介、県内の都市計画決定一覧などの情報提供を冊子、ホームページなどで行っている【V-⑪-1】。

また、国土交通省では、ホームページを活用し、中心市街地活性化資料集・事例集として、全国のまちづくりの先行事例などを情報提供している【V-⑪-2】。



具体の制度運用

市町による、まちづくりに関する制度や手法の全体像把握と活用に資するよう、県内の市町のみでなく、全国のまちづくりの先行・優良事例やまちづくりに関する条例などを収集・整理し、市町に提供するとともに、国土交通省などの資料集・事例集の活用を促進する。

また、作成した資料集・事例集を県のホームページで公開したり、各市町の担当窓口での配布することにより、住民にまちづくりの手法に関する情報を提供するとともに、まちづくりに関する専門家の派遣などにより、住民のまちづくり活動を支援する。

さらに、市町において、都市計画の素案の作成や都市のスポンジ化など都市計画に関する課題などの分析を行う際の参考とするため、都市計画基礎調査に関する調査情報の利用・提供の手法やGIS化などによる見える化を検討する。

■ V-⑪-1 県における都市計画制度や県内の都市計画の取組状況などに関する情報提供例

- ・県では、まちづくりに関する制度や県主要事業の紹介、都市計画決定一覧などについて、「広島県の都市計画2014」を作成し、冊子やホームページで情報提供している。



広島県

- 閲覧補助
- 検索
- 防災情報
- くらし・教育・環境・文化
- 健康・福祉・子育て
- 防災・安全
- しごと・産業・観光
- まちづくり・国際交流

ひろしま未来チャレンジビジョン

① チャレンジビジョンとは

豊かな地域づくり ▶ 魅力ある地域環境 ▶ 土地区画整理による市街地形成 ▶ 広島県の都市計画

トップページ > 組織でさがす > 土木建築局 > 都市計画課 > 広島県の都市計画

広島県の都市計画

印刷用ページを表示する 掲載日：2016年3月31日

「広島県の都市計画」は、県民の皆さんに都市計画を理解していただくため、都市計画制度や県内の都市計画の状況などについてわかりやすく解説しており、平成26年3月にリニューアルしました。

広島県の都市計画2014

全編のダウンロード

- ① 広島県の都市計画2014
- ② 参考資料

重要なお知らせ

- ① 平成30年7月豪雨 被災者の皆様、県民の皆様への生活支援情報及び義援金受付
- ② インフルエンザ警報発令中



資料：広島県HP

■ V-⑪-2 まちづくり制度紹介の事例(国土交通省)

・国土交通省では、全国のまちづくりの先行事例などを収集・整理し、ホームページで紹介している。



中心市街地活性化資料集・事例集

City planning of downtown activation
It aims at a compact city planning.

■「中心市街地活性化ハンドブック」2018(平成30年度)版ができました。

	⇒ ダウンロード(一括・分割)はこちら
---	--

■「中心市街地のまちづくり」について皆様にごイメージしていただくためのパンフレットを作成しました。(H22.11 一部変更)

	⇒ 中心市街地のまちづくり～コンパクトなまちづくりを目指して～ パンフレット
---	---

■「まちづくりにおける新たな担い手の活動検討調査」

「まちづくりにおける新たな担い手の活動検討調査」 新たなまちづくりの担い手、特に公共施設を活用してまちのにぎわいを創出したり、あるいは公益的な活動も行ったりする担い手について、実態調査を実施した上で、このような担い手を支援し、公共施設に係る活動を誘導するための方策の検討を目的とした調査です。 ⇒ 報告書をご覧になれます。		「まちづくり会社等の活動事例集(活動内容別の代表的な30事例の紹介)」 ⇒ 事例集をご覧になれます。
--	--	--

■「中心市街地の空きビル活用及びリニューアル事例調査」

「中心市街地の空きビル活用及びリニューアル事例調査」 空きビル活用及びリニューアルにより、中心市街地の活性化を図った事例を収集・調査することにより、その成功要因を特定し、整理した上で、中心市街地活性化に取り組む都市に情報提供することにより、中心市街地活性化の着実な推進を図ることを目的とした調査です。 ⇒ 報告書をご覧になれます。		「中心市街地の空きビル活用及びリニューアル事例調査」 ⇒ リーフレットをご覧になれます。
--	--	--

■「中心市街地活性化に関する制度の円滑な運営のための検討調査」

「平成22年度 中心市街地活性化に関する制度の円滑な運営のための検討調査」 認定基本計画の目標達成に向けた的確な事業の選択と遂行、まちづくりと医療福祉施策との連携及び産業活性化のための独自条例制定等の取組みについて、代表的な事例を取りまとめました。 ⇒ 報告書(一部抜粋)をご覧になれます。		「平成23年度 中心市街地活性化に関する制度の円滑な運営のための検討調査」 ⇒ リーフレットをご覧になれます。
---	--	---

■「官民連携によるまちづくり情報の効率的な発信・収集・交換方法に関する調査」

「官民連携によるまちづくり情報の効率的な発信・収集・交換方法に関する調査検討」 まちづくり活動における情報収集・発信の現状と課題、今後のニーズ等を把握したうえで、より効率的・効果的な情報収集・発信方法について検討することで、官民が連携した情報交流の促進によるまちづくりの取組の活性化を図ることを目的とした調査です。 ⇒ 調査報告書をご覧になれます。		「官民連携によるまちづくり情報の効率的な発信・収集・交換方法に関する調査検討」 ⇒ リーフレットをご覧になれます。
---	--	---

■「民間資金による中心市街地再生方策に関する検討調査」

「民間資金による中心市街地再生方策に関する検討調査」 中心市街地活性化の取組について、その内容や状況の把握を行うとともに、そこから見出されるきめ細やかな民間資金による再生方策を調査することにより、中心市街地活性化の新たな施策の検討に資することを目的とした調査です。 ⇒ ダウンロード(分割)はこちら	
--	--

■「まちづくりにおける地域の担い手に関する実態検討調査(復興まちづくりにおける担い手)」

「まちづくりにおける地域の担い手に関する実態検討調査(復興まちづくりにおける担い手)」 大規模災害からの復興において効果的な復興まちづくりを実現するにあたって、民間の担い手の役割や活用のあり方等について、検討を行うことを目的とした調査です。 ⇒ 調査報告書をご覧になれます。	
--	--

5. 市町の執行体制強化の支援

⑫市町間のまちづくり情報交換の促進

現 状

県内市町の都市計画担当者が集まり、都市計画に関する情報提供や意見交換を行う担当者会議などが毎年度開催されているが、より多くの情報交換の機会を設けるため、会議などの開催を推進する必要がある【V-⑫-1】。



具体の制度運用

県内市町の都市計画担当者が定期的に集まり、それぞれの事例や先進地の事例などを題材に、実際の経験に即した情報提供や意見交換を行いながら、市町間のノウハウ共有や相互研鑽を図るための担当者会議などの開催を推進する。

■ V－⑫－1 県・市町による連絡調整会議などの実施状況

・都市計画担当者会議など，年間で10～12回の会議が開催されている。

会議名	参加市町	開催実績					
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
県市町都市計画担当課長会議	広島県内各市町 (都市計画区域を持つ19市町)	2	2	1	1	1	1
市町担当者会議	広島県内各市町 (都市計画区域を持つ19市町)	2	2	2	2	2	1
全国地区計画推進協議会	東広島市，福山市 (広島県，広島市は顧問)	4	3	3	3	2	4
中国都市美協議会	10市1町 (広島県，広島市は顧問)	3	3	3	3	3	3
中四国主管課長会議	中四国9県，広島市，岡山市	1	1	1	1	1	1
立地適正化計画に係る実務担当者情報交換会	三原市，尾道市，府中市，福山市，竹原市 (広島県)	-	-	-	2	3	1
合	計	12	11	10	12	12	11